

総論

第1 試験日程

A日程：1次試験 2026年7月26日、2次試験 2026年9月12日

B日程：1次試験 2026年8月30日、2次試験 2026年9月12日

C日程：2027年1月10日

第2 試験科目

1 民法・刑法

- ・試験時間：120分
- ・問題数：各1問
- ・配点：各80点

2 憲法

- ・試験時間：60分
- ・問題数：1問
- ・配点：80点

3 商法

- ・試験時間：40分
- ・問題数：短答式3～4問、論述式1問
- ・配点：40点

4 民事訴訟法

- ・試験時間：40分
- ・問題数：1問
- ・配点：40点

5 刑事訴訟法

- ・試験時間：40分
- ・問題数：1問
- ・配点：40点

第3 科目別の傾向と対策

1 民法

(1) 傾向

問われる内容は基本的な事項がほとんどであり、現場における応用力を求めるような問題の出題はそれほど見られないが、幅広い分野から出題がなされている。出題趣旨からは、いわゆる「論点」に対する解釈や判例の理解だけでなく、民法の条文の文言に沿って検討ができているかという点も重視されていることがうかがわれる。

(2) 対策

特定の分野に偏ることなく、各分野の基礎的知識や、判例百選に掲載されている判例の学習を行うとともに、民法の条文に従って丁寧に要件を検討していくという手順を身につける必要がある。

2 刑法

(1) 傾向

例年、複数名の罪責を問う問題が出題されている。問われている事項は基本的事項にとどまるものの、一つの問題において検討すべき事項が多岐にわたり、出題される分野も幅広く、共犯に関する出題も頻繁になされている。

(2) 対策

共犯（共謀共同正犯の成立要件、共謀の射程、共犯からの離脱）は必ず理解し、各論についても可能な限り各罪の構成要件を把握しておくことが求められる。また、刑法の基本的な検討手順を習得し、時間配分についても検討しておくことが必要である。

3 憲法

(1) 傾向

原告の見解、被告の見解、私見のそれぞれを問う問題など、複数の立場からの論述を求められる傾向にある。出題内容は判例を素材とした架空の事例であることが多く、問題文から事実を丁寧に拾ってあてはめを行う必要がある。

(2) 対策

判例百選に掲載されている判例を中心として、判例の思考過程（審査基準を厳しくする方向に傾く事情、審査基準を緩やかにする方向に傾く事情）を把握しながら学習する必要がある。また、過去問演習を通して、あてはめの練習をしておくことも有効である。

4 商法

(1) 傾向

近年は、○×及びその理由を端的に答えることを求める小問が3～4問、短めの論述問題が1問という組み合わせの出題がなされている。○×問題では判例や通説の理解が求められる。論述問題では多岐にわたる分野が出題されており、やや応用的な内容が問われる場合もある。

(2) 対策

○×問題の対策には、司法試験短答式試験の学習も有効である。論述問題においては応用的な内容も問われるものの、基本的事項を押さえ、現場では基本的事項の理解を示しつつ一定の検討を行えば評価の対象となる。

5 民事訴訟法

(1) 傾向

基本的な事項を問う問題と、現場思考を必要とする応用的な問題が併せて出題される場合がある。出題分野は幅広く、当事者適格や複雑訴訟といった分野からの出題もなされている。

(2) 対策

応用的な問題については、基本的事項の理解を示した上で自分なりに検討を行えば十分評価の対象となる。応用的な問題にあらかじめ備えようとするより、基本的事項をしっかりと理解するとともに、条文を参照しながらその文言に従って検討を行うという姿勢を身につける必要がある。

6 刑事訴訟法

(1) 傾向

問われている事項はいずれも基本的な事項であるが、幅広い分野から出題がなされる。裁判例の文言が一部問題文中に引用され、それを踏まえた検討を求める問題が出題される場合があるのが特徴的である。

(2) 対策

特定の分野に偏ることなく、各分野の基礎的知識をしっかりと押さえ、判例百選に掲載されている判例の学習を行う必要がある。また、複数の学説がある論点については、自身の採用する説とあてはめの整合性を意識して学習を進めることが重要である。

第4 過去の出題論点

1 民法

・2026 年度

A 日程：一般債権者による差押えと物上代位、相殺と物上代位、債権債務の相続、表見受領権者への弁済

B 日程：騙取金弁済と不当利得、無権代理と相続、日常家事債務

C 日程：日常家事債務、表見代理、無権代理と相続

・2025 年度

A 日程：通行地役権と民法 177 条の「第三者」、囲繞地通行権の性質

B 日程：請負契約における目的物の所有権の帰属、民法 177 条の「第三者」の範囲、民法 94 条 2 項類推適用

C 日程：原賃貸借契約が解除された場合の転貸借契約の帰趨、賃貸人たる地位の移転と敷金返還請求権及び費用償還請求権

・2024 年度

A 日程：指図による占有移転と即時取得、盗品回復請求

B 日程：親権者による利益相反行為、代理権の濫用

C 日程：履行不能解除と原状回復請求、相殺と同時履行の抗弁

・2023 年度

A 日程：白紙委任状の転得者と表見代理、94 条 2 項類推適用

B 日程：契約不適合責任、債権譲渡と相殺

C 日程：工作物責任、連帯債務の性質、他の連帯債務者に対する求償

2 刑法

- 2026 年度

A 日程：実行の着手、共同正犯の成立範囲、共犯と錯誤、2 項強盗罪（財産上の利益の意義）、窃盗罪（不法領得の意思）

B 日程：抽象的事実の錯誤、因果関係の錯誤、窃盗罪（死者の占有）、殺人罪

C 日程：正当防衛（急迫性）、共謀の射程、不作為犯、殺人罪

- 2025 年度

A 日程：業務上横領罪、詐欺罪（欺罔行為の意義）、犯人隠避罪（犯人が自らの隠避を他人に教唆した場合の教唆犯の成否）

B 日程：共謀の射程、建造物等以外放火罪（公共の危険の意義と認識の要否）

C 日程：窃盗罪（不法領得の意思）、2 項強盗罪（被害者が反抗を抑圧されなかった場合）、盗品等保管罪、横領罪（「横領」の意義）、証拠隠滅罪（「他人の刑事事件」の意義）

- 2024 年度

A 日程：間接正犯、具体的事実の錯誤、抽象的事実の錯誤、殺人罪、過失致死罪、過失傷害罪、有印私文書偽造罪・同行使罪

B 日程：共謀の射程、詐欺罪と窃盗罪の区別、公務執行妨害罪、事後強盗罪

C 日程：恐喝罪（権利行使の側面がある場合）、詐欺罪、有印私文書偽造罪・同行使罪、窃盗罪（自力救済の是非）、横領罪（盗品の横領）

- 2023 年度

A 日程：不作為による幫助、殺人罪、原因において自由な行為、誤想過剰防衛

B 日程：共謀の射程、共犯からの離脱、傷害罪、正当防衛（防衛行為の一体性）

C 日程：共犯からの離脱、窃盗罪（不法領得の意思）、傷害致死罪、建造物侵入罪

3 憲法

- 2026 年度

A 日程：表現の自由（政治的表現）

B 日程：法の下の平等

C 日程：集会の自由、政教分離

- 2025 年度

A 日程：選挙権、国民審査権

B 日程：法の下の平等

C 日程：表現の自由（ヘイトスピーチの規制に関する問題）

- 2024 年度

A 日程：表現の自由

B 日程：私人間適用、思想・良心の自由

C 日程：職業の自由

- 2023 年度

A 日程：プライバシー権

B 日程：職業の自由

C 日程：法の下の平等

4 商法

・2026 年度

A 日程：名板貸人の責任の範囲、退任取締役の責任、募集事項の公示を欠く新株発行の効力、株主総会決議の瑕疵、株主への利益供与

B 日程：吸収合併差止めの要件、表見取締役の責任、公開会社の定義、代表権の濫用、代表権の内部的制限、会社の目的の範囲

C 日程：定款にない財産引受けの効力、一人会社における譲渡制限株式の譲渡の効力、定款による代理人の資格制限、新株発行の無効原因

・2025 年度

A 日程：商法 9 条 1 項（会社法 908 条 1 項）と表見法理の適用関係、株主総会決議無効確認の訴えにおける出訴期間、新株発行差止仮処分に違反した株式発行の効力、従業員持株制度

B 日程：株主総会における議決権の代理行使、定款の絶対的記載事項、取締役会決議を欠く代表取締役の行為の効力、会社法 429 条 1 項に基づく責任追及、有利発行該当性

C 日程：株主による違法行為差止請求権（会社法 360 条）、株主代表訴訟の訴訟要件

・2024 年度

A 日程：会計帳簿閲覧謄写請求の拒否事由、株券の成立時期、名義書換未了の株主の地位、取締役設置会社における株主総会の決議事項、会社法 22 条 1 項の類推適用

B 日程：取締役会の無効原因、特別利害関係取締役

C 日程：取得手続に違反した自己株式取得の効力、役員の任務懈怠責任（会社法 423 条 1 項）

・2023 年度

A 日程：株主総会における代理人の資格制限、株主総会決議の瑕疵と訴えの利益

B 日程：募集株式発行の無効原因、非公開会社における取締役の任期

C 日程：株式交換差止請求、株式交換の無効原因

5 民事訴訟法

・2026 年度

A 日程：訴訟上の相殺の再抗弁の可否、控訴の利益

B 日程：確認の訴えの訴訟物、既判力の及ぶ範囲

C 日程：確認の利益、固有必要的共同訴訟

・2025 年度

A 日程：管轄、移送

B 日程：債務不存在確認訴訟における訴訟物、処分権主義

C 日程：裁判上の自白の効力、釈明権・法的観点指摘義務

・2024 年度

A 日程：既判力の及ぶ範囲、信義則による後訴の遮断、一部請求後の残部請求の可否

B 日程：二重起訴の禁止、共同訴訟参加、独立当事者参加

C 日程：権利能力なき社団の当事者能力・当事者適格

- 2023 年度

A 日程：既判力の及ぶ範囲、民訴法 117 条の類推適用

B 日程：釈明権、信義則による後訴の遮断

C 日程：文書提出命令

6 刑事訴訟法

- 2026 年度

A 日程：職務質問、強制処分該当性、任意処分の限界

B 日程：前科証拠の証拠能力、伝聞法則、伝聞例外

C 日程：取調受忍義務、自白法則

- 2025 年度

A 日程：取調受忍義務、自白法則、違法収集証拠排除法則

B 日程：一部起訴の適法性

C 日程：秘密録音の適法性

- 2024 年度

A 日程：おとり捜査の適法性

B 日程：伝聞法則

C 日程：訴因変更の要否

- 2023 年度

A 日程：訴因の特定

B 日程：再逮捕・再勾留の拒否

C 日程：伝聞法則